

川崎市市民農園事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自然と親しみながら収穫の喜びを味わい、都市農業に対する理解を深める場である市開設市管理型市民農園（以下「川崎市市民農園」という。）の設置について必要な事項を定めるとともに、川崎市市民農園事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 川崎市市民農園 この要綱に基づき市が設置し、管理運営を行う特定農地貸付けによる市民農園をいう。
- (2) 利用者 市長が利用決定し、耕作の目的で川崎市市民農園の区画を利用する世帯の代表者をいう。

(根拠法令等)

第3条 この事業は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号。）、同法施行令及び同法施行規則（以下「法等」という。）に基づいて実施するものとする。

(設置基準)

第4条 川崎市市民農園として使用可能な土地で、面積は1か所概ね10アール以上とする。

- 2 利用者（世帯員を含む。）が利用できる面積は、1区画概ね10平方メートルとし、利用区画は市があらかじめ指定する。

(開設)

第5条 川崎市市民農園の用地として、市に貸付けを希望する土地の所有者は、川崎市市民農園用地貸付け申出書（第1号様式）に基づき、申出するものとする。

- 2 市長は、前項の申出を受けた場合、前条の設置基準に適合すると認めるときは、近隣の市民農園等の設置状況及び当該地の周辺環境、地形・地質、利用上の利便性等を考慮し、農地等所有者との間に川崎市市民農園用地使用貸借契約書（第2号様式）により契約を締結することができる。

(農業委員会の承認)

第6条 市長は、第5条により川崎市市民農園を設置又は変更する場合には、特定農地貸付け承認申請書（第3号様式）に法等に定める貸付規程を添えて、農業委員会の承認を受けるものとする。

(利用者の資格要件)

第7条 川崎市市民農園を利用できる者は、川崎市内在住の者とする。ただし、利用は1世帯1区画に限るものとする。

2 地域交流農園事業実施要綱に基づき設置された市民農園を利用する者は、この要綱に基づき設置された川崎市市民農園を利用することができないものとする。

(募集の周知)

第8条 利用者を募集する場合は、あらかじめその方法を広報紙等で周知するものとする。

(申込み方法)

第9条 川崎市市民農園を利用しようとする者は、川崎市市民農園利用申込書（以下「申込書」という。）（第4号様式）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

(利用者の決定方法)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、利用者を決定する。

2 申込者多数のときは、抽選により利用者を決定し、補欠者に順位をつけるものとする。なお、補欠者は、繰り上げがあった日から利用者となることができる。

3 市長は、決定した利用者に対し、川崎市市民農園利用決定通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

(区画図)

第11条 市は前条の規定により決定した利用者の名字を記載した区画図を農園内に掲示することができる。

(利用期間等)

第12条 利用者が川崎市市民農園を利用できる期間は、4月から翌々年の3月までのうち、市長が指定する期間とする。ただし、補欠者が利用する場合は、繰り上げがあった日から利用残余期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市がやむをえない事由により、川崎市市民農園の設置を継続できなくなったときは、市長が利用者へ通知することにより、利用期間を終了とする。

3 川崎市市民農園の利用時間は、原則として4月から9月までは午前7時30分から午後6時まで、10月から3月までは午前8時から午後4時30分までとする。

(禁止行為)

第13条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 川崎市市民農園を第三者に利用させること。

- (2) 川崎市市民農園に工作物を設置すること。
- (3) 川崎市市民農園を営利の目的に利用すること。
- (4) 川崎市市民農園にごみ、汚物等を捨てること。
- (5) 川崎市市民農園で飲酒、喫煙をすること。
- (6) 川崎市市民農園周辺に路上駐車すること。
- (7) 川崎市市民農園に永年性作物を栽培すること。
- (8) その他、事業の目的に反すること。

(利用決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、その利用決定を取消することができる。

- (1) 利用者が川崎市市民農園利用辞退届（第6号様式）を市長に提出したとき。
- (2) 第7条に定める利用者の資格要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第13条第1号に定める禁止行為をしたと認められたとき。
- (4) 第13条第2号から第8号までに定める禁止行為への注意に対し、改善が認められなかったとき。
- (5) 川崎市市民農園の肥培管理を放棄したと認められたとき。
- (6) 貸付料を指定期日までに支払わなかったとき。
- (7) 長期間に渡り連絡を取ることができないとき。

2 市長は、前項第2号から第7号までのいずれかの理由で利用決定を取消す場合は、川崎市市民農園利用取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(貸付料の納付)

第15条 貸付料は、1区画当たり年額8,000円とする。

- 2 利用者は、前項の貸付料を、市の指定する方法により、指定期日までに納付しなければならない。
- 3 補欠者は、繰上げがあった日の属する月の翌月から当該年度終了月までの月数にかかる貸付料（1円未満切捨て）を、市の指定する方法により、指定期日までに納付しなければならない。

(遅延損害金の徴収)

第16条 利用者が前条で定める指定期日までに貸付料を納付しなかった場合、市長は遅延損害金を徴収するものとする。

- 2 遅延損害金は、貸付料の額が2,000円以上である場合に徴収し、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、貸付料の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条第1項で規定する法定利率の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 貸付料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった貸付料の額を控除した額とする。

5 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(貸付料の不還付)

第17条 既に納めた貸付料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 第12条第2項の規定により、利用期間が終了した場合

(2) 市が相当な理由があると認めた場合

(原状回復)

第18条 利用者は、川崎市市民農園を返還するときは原状に復するものとする。

(業務委託)

第19条 市は、この事業に係わる運営業務を委託することができるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し、必要な事項は経済労働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年12月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

平成29年3月までの利用者の貸付料については、従前の年額6,000円とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。

第1号様式

川崎市市民農園用地貸付け申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住所
氏名

川崎市市民農園事業実施要綱に基づき、川崎市市民農園の用地として市に貸し付け（民法（明治29年法律89号）第593条の規定による使用貸借のための権利の設定）をしたいので、要綱第5条の規定に基づき関係書類を添えて申出ます。

- 1 案内図
- 2 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）又は課税証明書の写し
- 3 公図の写し

第2号様式

川崎市市民農園用地使用貸借契約書

借主 川崎市（以下「甲」という。）と貸主 （以下「乙」という。）は、この契約の定めるところにより、使用貸借契約（民法（明治29年法律89号）第593条の規定による使用貸借のための権利の設定をいう。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙の両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（借受物件）

第2条 乙は、この契約書に定めるところにより、次に記載する物件を甲に対して無償で貸し付け、甲は、これを借り受ける。

- (1) 土地の所在
- (2) 地 目
- (3) 地 積

（使用目的）

第3条 甲は、第2条に定める貸借物件を甲が実施する川崎市市民農園事業用地として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この契約の期間は、第6条に該当する場合を除き、契約更新できるものとする。

（費用の負担）

第5条 川崎市市民農園事業に係る光熱水費等の必要経費は、甲が負担する。

（契約の解除）

第6条 甲又は乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) やむをえない事由により、乙が借受物件を提供できなくなったとき、甲に対し6か月以上前に予告のうえ、この契約を解除することができる。
- (2) 契約期間が満了したとき、又は、甲が借受物件を必要としなくなったときこの契約を解除することができる。

（借受物件の返還）

第7条 甲は、この契約が終了したときは、その終了の日から1か月以内に乙に対して、借受物件を返還しなければならない。

2 甲は、前項の場合において、甲、乙協議のうえ、借受物件を原状に復するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この契約に定めのない事項は、川崎市市民農園事業実施要綱によるほか、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 川 崎 市

川 崎 市 長

乙 住 所

氏 名

第3号様式

特定農地貸付け承認申請書

年 月 日

川崎市農業委員会会長 様

申請者

(住所) 川崎市川崎区宮本町1番地

(名称) 川崎市

(代表者) 川崎市長

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて、次の書面を添えて承認を申請します。

- 1 貸付規程
- 2 特定農地貸付けの用に供する農地の位置及び附近の状況を表示する図面

(記載注意)

変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載し、本文における適用部分以外の部分は削除する。

第4号様式

川崎市市民農園利用申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

私は、川崎市市民農園事業実施要綱第9条に基づき、次のとおり申込みます。なお、申込み及び利用にあたっては、川崎市市民農園事業実施要綱の規定に従うことに同意します。

〒

住 所 川崎市 区

ふりがな

氏 名 (自署)

年 齢 才

電話番号

日中の連絡先 同上・携帯・通勤先・その他 ()

日中の電話番号

申込み農園名	
--------	--

申込み整理番号*	
----------	--

※申込み整理番号が、あなたの抽選番号となります。

住 所
氏 名 様

川崎市市民農園利用決定通知書

年 月 日をもって申込みのあった川崎市市民農園の利用について、川崎市市民農園事業実施要綱第10条に基づき、次の条件を付けて決定しましたので、通知します。

年 月 日

川崎市長

農 園 名	
区 画 番 号	
利 用 期 間	
貸 付 料	

条件

- 1 川崎市市民農園事業実施要綱及び別途定める利用ガイドの規定に従うこと。
- 2 指定期日までに貸付料を納付しなかった場合、同要綱第16条の規定に基づき、遅延損害金を徴収するものとする。
 - (1) 遅延損害金は、貸付料の額が2,000円以上である場合に徴収し、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、貸付料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条第1項で規定する法定利率の割合を乗じて計算した額とする。
 - (2) 前号の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
 - (3) 貸付料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる額は、その納付があった貸付料の額を控除した額とする。
 - (4) 第1号に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第6号様式

川崎市市民農園利用辞退届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

氏名

年 月 日をもって次の川崎市市民農園の利用について辞退します。
なお、利用決定のあった区画については、原状回復しました。

農 園 名	
区 画 番 号	

第7号様式

川崎市指令 第 号
住 所
氏 名 様

川崎市市民農園利用取消通知書

年 月 日をもって決定した川崎市市民農園の利用について、次の理由により、取消しをしたので、川崎市市民農園事業実施要綱第14条2項の規定により通知します。

なお、利用決定のあった区画については、原状回復し返還してください。

年 月 日

川崎市長

農 園 名	
区 画 番 号	
取 消 理 由	